

改正後

別表1
優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表

1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）

譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
1の2) ……	……	……	…… …… ……	※ ……、 措置法第33条 第1項第2号 の買取り及び 同条第4項第 1号の使用が 含まれる。

改正前

別表1
優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表

1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）

譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
1の2) ……	……	……	…… …… ……	※ ……、 措置法第33条 第1項第2号 の買取り及び 同条第3項第 1号の使用が 含まれる。

改正後

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑥2 イ ロ	措置法33条 4項2号 措置法規則 14条5項11 号	※
⑥3 イ ロ	措置法33条 4項4号 措置法規則 14条5項12 号	※

改正前

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑥2 イ ロ	措置法33条 3項2号 措置法規則 14条5項11 号	※
⑥3 イ ロ	措置法33条 3項4号 措置法規則 14条5項12 号	※

改 正 後				
別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③	左欄の規定により土地等を買 い取った旨を証 する書類	
③の2)	次に掲げる場 合の区分に応じ それぞれ次に定 める書類 (イ) 左欄の規定 により当該土 地等を買 い取 った旨を証す る書類 (ロ) 都市緑地法 第17条第3項 の規定により 当該土地等を 買 い 取 っ た 旨 、	※
③の3) 特定空 港周辺航空機 騒音対策特別 措置法第8条	左欄の規定に より土地を買 い取った旨を証 する書類	

改 正 前				
別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③	左欄の規定に より土地等を買 い取ったもので ある旨を証する 書類	
③の2)	次に掲げる場 合の区分に応じ それぞれ次に掲 げる書類 (イ) 左欄の規定 により当該土 地等を買 い取 ったものであ る旨を証する 書類 (ロ) 都市緑地法 第17条第3項 の規定により 当該土地等を 買 い 取 っ た も の で あ る 旨 、	※
③の3) 特定空 港周辺航空機 騒音対策特別 措置法第8条	左欄の規定に より土地等を買 い取ったもので ある旨を証する	

改 正 後					改 正 前				
第1項《土地の買入れ》の規定により買い取られる場合					第1項《土地の買入》の規定により買い取られる場合	書類			
③の4) ……	左欄の規定により土地等を買 い取った旨を証 する書類	……	……		③の4) ……	左欄の規定に より土地等を買 い取ったもので ある旨を証する 書類	……	……	
③の5) ……	左欄の規定に より土地等を買 い取った旨を証 する書類	……	……		③の5) ……	左欄の規定に より土地等を買 い取ったもので ある旨を証する 書類	……	……	
③の6) ……	左欄の規定に より土地等を買 い取った旨を証 する書類	……	……		③の6) ……	左欄の規定に より土地等を買 い取ったもので ある旨を証する 書類	……	……	
④) ……	次に掲げる場 合の区分に応じ それぞれ次に定 める書類 (イ) …… (ロ) 上記(イ)に掲 げる場合以外 の場合 当該 土地を買い取 った旨を証す る書類	……	……	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 ※4 ……。 (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	④) ……	次に掲げる場 合の区分に応じ それぞれ次に掲 げる書類 (イ) …… (ロ) 上記(イ)に掲 げる場合以外 の場合 当該 土地を買い取 ったものであ る旨を証する 書類	……	……	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 ※4 ……。 (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。
⑤) ……	(イ) …… (ロ) 当該土地を	……	……		⑤) ……	(イ) …… (ロ) 当該土地を	……	……	

改 正 後					改 正 前				
	森林法による 保安施設事業 の用に供する ために <u>買い取 った旨</u> を証す る書類					森林法による 保安施設事業 の用に供する ために <u>買い取 ったものであ る旨</u> を証する 書類			
⑥	当該農地等が 移転促進区域内 に所在すること 及び当該農地等 を集団移転促進 事業計画に基づ き <u>買い取った旨</u> を証する書類		⑥	当該農地等が 移転促進区域内 に所在すること 及び当該農地等 を集団移転促進 事業計画に基づ き <u>買い取ったも のである旨</u> を証 する書類	
⑦	(イ) (ロ) 当該土地等 を農業経営基 盤強化促進法 第23条の2第 6項の申出に 基づき <u>買い取 った旨</u> を証す る書類 (ハ)	※	⑦	(イ) (ロ) 当該土地等 を農業経営基 盤強化促進法 第23条の2第 6項の申出に 基づき <u>買い取 ったものであ る旨</u> を証する 書類 (ハ)	※

改 正 後					改 正 前				
別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
② 措置法第33条 第1項第1号 《収用等に伴い 代替資産を取得 した場合の課税 の特例》に規定 する土地収用法 等に基づく収用 (同項第2号の 買取り及び同条 第4項第1号の 使用を含む。)を 行う者によって 当該収用の対償 に充てるため買 い取られる場合		② 措置法第33条 第1項第1号 《収用等に伴い 代替資産を取得 した場合の課税 の特例》に規定 する土地収用法 等に基づく収用 (同項第2号の 買取り及び同条 第3項第1号の 使用を含む。)を 行う者によって 当該収用の対償 に充てるため買 い取られる場合	
②の2 地方公共 団体若しくは地 方公共団体が財 産を提供して設 立した団体(当 該地方公共団体 とともに国、地 方公共団体及び 独立行政法人都 市再生機構以外 の者が財産を提 供して設立した		②の2 地方公共 団体若しくは地 方公共団体が財 産を提供して設 立した団体(当 該地方公共団体 とともに国、地 方公共団体及び 独立行政法人都 市再生機構以外 の者が財産を提 供して設立した	

改正後					改正前				
<p>団体を除く。)又は独立行政法人都市再生機構で、措置法第33条第1項第1号《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》に規定する土地収用法等に基づく収用(同項第2号の買取り及び同条第4項第1号の使用を含む。)を行う者と当該収用に係る事業につきその者に代わって当該収用の対償に充てられる土地等を買収する旨の契約を締結したも 物によって当該収用の対償に充てるため買収される場合</p>					<p>団体を除く。)又は独立行政法人都市再生機構で、措置法第33条第1項第1号《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》に規定する土地収用法等に基づく収用(同項第2号の買取り及び同条第3項第1号の使用を含む。)を行う者と当該収用に係る事業につきその者に代わって当該収用の対償に充てられる土地等を買収する旨の契約を締結したも 物によって当該収用の対償に充てるため買収される場合</p>				
①	(イ)	※1	①	(イ)	※1
	(ロ)	※2		(ロ)	※2
	A				A		
			
	B					B			

改 正 後				改 正 前			
	当該歴史的風致維持向上支援法人を地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長			当該歴史的風致維持向上支援法人を歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長	
<hr/>				<hr/>			

改正後				
別表5				
農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
①	措置法34条の3 2項1号 措置法規則18条 <u>2項1号</u>	※
②	措置法34条の3 2項1号 措置法規則18条 <u>2項2号</u>	
③	措置法34条の3 2項1号 措置法規則18条 <u>2項3号</u>	
④	(イ) 当該事業のために当該農地等を買入れた旨を証する書類 (ロ) A (A) (B) (C) B (A) (B) (ハ)	措置法34条の3 2項1号 措置法令22条の9 措置法規則18条 <u>2項4号</u>	※1 ※2 ※3、 ため池、排水路又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設をいう。
⑤	(イ) (ロ)	措置法34条の3 2項2号	

改正前				
別表5				
農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
①	措置法34条の3 2項1号 措置法規則18条 <u>4項1号</u>	※
②	措置法34条の3 2項1号 措置法規則18条 <u>4項2号</u>	
③	措置法34条の3 2項1号 措置法規則18条 <u>4項3号</u>	
④	(イ) 当該事業のために当該農地等を買入れたものである旨を証する書類 (ロ) A (A) (B) (C) B (A) (B) (ハ)	措置法34条の3 2項1号 措置法令22条の9 <u>1項</u> 措置法規則18条 <u>4項4号</u>	※1 ※2 ※3、 ため池、排水路、又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設をいう。
⑤	(イ) (ロ) 公告をした者	措置法34条の3 2項2号	

改正後					改正前				
	A B	公告をした者	措置法規則18条 2項5号			A B		措置法規則18条 4項5号	
(廃止)					⑥ 特定農山村 地域における 農林業等の活 性化のための 基盤整備の促 進に関する法 律第9条第1 項《所有権移 転等促進計画 の公告》の規 定による公告 があった同項 の所有権移転 等促進計画の 定めるところ により同法第 2条第2項第 1号から第3 号までに掲げ る土地等を譲 渡（農林業の 体験のための 施設その他の 一定の施設 (※)の用に供 するためのも のを除く。)し た場合	当該土地等の 権利の移転につ き特定農山村地 域における農林 業等の活性化の ための基盤整備 の促進に関する 法律第9条第1 項の規定による 公告をした旨、 当該公告の年月 日、当該土地等 が同法第2条第 2項第1号から 第3号までに掲 げる土地等に該 当するものであ る旨及び当該土 地等の譲渡が左 の譲渡に該当す るものである旨 を証する書類	市町村長	措置法34条の3 2項3号 措置法規則18条 4項6号	※ <u>その他の一 定の施設と は、特定農山 村地域におけ る農林業等の 活性化のため の基盤整備の 促進に関する 法律施行規則 第1条に規定 する施設をい う。</u>
⑥	(イ) (ロ) 農村地域へ の産業の導入 の促進等に関		措置法34条の3 2項3号 措置法規則18条 2項6号	※ (1) (2) (3)	⑦	(イ) (ロ) 農村地域へ の産業の導入 の促進等に関		措置法34条の3 2項4号 措置法規則18条 4項7号	※ 「 (1) (2) (3)

改 正 後					改 正 前				
	する法律第5条第1項に規定する実施計画に係る同法第4条第2項第4号に規定する施設用地の用に供するために当該土地等を買収したことを証する書類			(4)		する法律第5条第1項に規定する実施計画に係る同法第4条第2項第4号に規定する施設用地の用に供するために当該土地等を買収したものであることを証する書類			(4)
⑦	措置法34条の3 2項4号 措置法規則18条 2項7号	※	⑧	措置法34条の3 2項5号 措置法規則18条 4項8号	※
⑧	措置法34条の3 2項5号 措置法規則18条 2項8号	※	⑨	措置法34条の3 2項6号 措置法規則18条 4項9号	※
(廃 止)					⑩ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第10条の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法第3条第1項の認定を受けた者に山林に係	当該土地の譲渡が左の土地の譲渡に該当する旨及び当該土地の譲渡につき当該あっせんを行ったものである旨並びに当該土地を取得した者がその有する山林の全部につき措置法第30条の2第1項に規定	都道府県知事	措置法34条の3 2項7号 措置法規則18条 4項10号	※ 「林地保有及び森林施業の合理化に資する土地の譲渡」とは、措置法第34条の3第2項第7号のあっせんに係る山林が、森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整

改 正 後					改 正 前				
					<u>る土地の譲渡</u> <u>(林地保有及</u> <u>び森林施業の</u> <u>合理化に資す</u> <u>るもの(※)</u> <u>に限る。)</u> をし <u>た場合</u>	<u>する森林経営計</u> <u>画を作成し、同</u> <u>項に規定する認</u> <u>定を受けた、又</u> <u>は受けることが</u> <u>确实である旨を</u> <u>証する書類</u>			<u>備計画におい</u> <u>て定められた</u> <u>同条第2項第</u> <u>4号に掲げる</u> <u>間伐及び保育</u> <u>の基準に従っ</u> <u>て間伐若しく</u> <u>は保育がなさ</u> <u>れていない山</u> <u>林若しくは伐</u> <u>採後一定期間</u> <u>造林されてい</u> <u>ない山林又は</u> <u>これらのおそ</u> <u>れのある山林</u> <u>であり、かつ、</u> <u>地形その他の</u> <u>自然的条件及</u> <u>び林道の開設</u> <u>その他の林業</u> <u>生産基盤の整</u> <u>備の状況から</u> <u>みて当該あつ</u> <u>せんにより林</u> <u>業経営基盤の</u> <u>強化等の促進</u> <u>のための資金</u> <u>の融通等に関</u> <u>する暫定措置</u> <u>法第10条に規</u> <u>定する森林に</u> <u>ついての所有</u> <u>権の移転を受</u> <u>ける者が現に</u>

改 正 後					改 正 前					
									<u>森林施業を行</u> <u>っている山林</u> <u>と一体として</u> <u>効率的に当該</u> <u>市町村森林整</u> <u>備計画に従っ</u> <u>た森林施業を</u> <u>行うことが可</u> <u>能な山林であ</u> <u>って、その山</u> <u>林について当</u> <u>該あつせんに</u> <u>より行う森林</u> <u>所有権の移転</u> <u>が同条に規定</u> <u>する林地保有</u> <u>又は森林施業</u> <u>の合理化に寄</u> <u>与することが</u> <u>確実であると</u> <u>見込まれる場</u> <u>合の当該森林</u> <u>所有権の移転</u> <u>により行われ</u> <u>る当該山林に</u> <u>係る土地の譲</u> <u>渡をいう。</u>	
⑨	措置法34条の3 2項6号 措置法規則18条 2項9号		⑩	措置法34条の3 2項8号 措置法規則18条 4項11号		
(廃 止)					⑫	土地等（集 落地域整備法 第2条第1項	当該土地等が 左の土地等に該 当する旨及び左	事業の施行者	措置法34条の3 2項9号 措置法規則18条	

改正後					改正前				
					<u>《定義》に規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）</u> <u>につき同法第11条第1項《交換分合》の事業が施行された場合において、同法第12条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第13条の3《交換分合計画》の規定による清算金を取得するとき</u>	<u>の清算金の支払をした旨を証する書類</u>		<u>4項12号</u>	